

議案第48号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部 改正について

次のとおり鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号

の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 特定小型焼却施設 廃棄物焼却炉（<u>廃棄物処理施設、市町村が設置する施設又は事業者が廃棄物を排出した事業所内で自ら処理するために設置する施設を除く。</u>）であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(8) <u>無害化処理実証試験施設</u> <u>法第9条の10第1項又は第15条の4の4第1項の規定による環境大臣の認定の申請に係る</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 特定小型焼却施設 廃棄物焼却炉（<u>廃棄物処理施設又は事業者が廃棄物を排出した事業所内で自ら処理するために設置する施設を除く。</u>）であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア及びイ 略</p>

実証試験（以下単に「実証試験」という。）の用に供する施設をいう。

(9) 廃棄物処理施設等の設置 廃棄物処理施設、特定小型焼却施設又は無害化処理実証試験施設（以下「廃棄物処理施設等」という。）の新設（現に廃棄物処理施設等に該当しない施設が新たに廃棄物処理施設等に該当することとなる場合及び現に設置されている廃棄物処理施設等において実証試験を行う場合を含み、一般廃棄物処理施設を産業廃棄物処理施設として、産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として、特定小型焼却施設を産業廃棄物処理施設として、又は産業廃棄物処理施設を特定小型焼却施設として使用することとする場合及び廃棄物処理施設等を承継し、又は更新する場合（規則で定めるものに限る。）を除く。）又はその位置、構造、規模若しくは処理する廃棄物の種類の変更（軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。）をいう。

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(8) 廃棄物処理施設等の設置 廃棄物処理施設又は特定小型焼却施設（以下「廃棄物処理施設等」という。）の新設（現に廃棄物処理施設等に該当しない施設が新たに廃棄物処理施設等に該当することとなる場合を含み、一般廃棄物処理施設を産業廃棄物処理施設として、産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として、特定小型焼却施設を産業廃棄物処理施設として、又は産業廃棄物処理施設を特定小型焼却施設として使用することとする場合を除く。）又はその位置、構造、規模若しくは処理する廃棄物の種類の変更（軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。）をいう。

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(14) 略

(事業計画の周知)

第10条 略

2 略

3 知事は、第1項の説明会の開催状況を把握するために必要がある
と認めるときは、当該説明会にその職員を立ち合わせると
ともに、関係市町村の職員の立会いを求めることができる。

(指導及び助言)

第13条 略

2 知事は、前項の規定により指導又は助言を行うときは、関係
市町村長、学識経験者その他の者に協力を求めることができる。

(条例手続の時期)

第23条 事業者は、法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1
項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若し
くは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項若しくは第15条
の2の6第1項に規定する許可の申請若しくは法第9条第3項

(13) 略

(事業計画の周知)

第10条 略

2 略

(指導及び助言)

第13条 略

2 知事は、前項の規定により指導又は助言を行うときは、関係
市町村長に協力を求めることができる。

(条例手続の時期)

第23条 事業者は、法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1
項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若し
くは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項若しくは第15条
の2の5第1項に規定する許可の申請若しくは法第9条第3項

(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)若しくは法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出(廃棄物処理施設の設置に関するものに限る。)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン法」という。)第12条第1項若しくは第14条第1項の規定による届出(廃棄物処理施設等の設置に関するものに限る。)又は無害化処理実証試験施設の設置(既存の施設を無害化処理実証試験施設として使用することとする場合を含む。)を行う前に、この章に規定する必要な手続(以下「条例手続」という。)を行わなければならない。

2 略

(許可の制限等)

第24条 知事は、廃棄物処理施設の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第8条第1項若しくは第9条第1項又は第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を申請した場合において、当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該申請が法第8条の2

(法第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。)若しくは法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出(廃棄物処理施設の設置に関するものに限る。)又はダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン法」という。)第12条第1項若しくは第14条第1項の規定による届出(廃棄物処理施設等の設置に関するものに限る。)を行う前に、この章に規定する必要な手続(以下「条例手続」という。)を行わなければならない。

2 略

(許可の制限等)

第24条 知事は、廃棄物処理施設の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第8条第1項若しくは第9条第1項又は第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項の許可を申請した場合において、当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該申請が法第8条の2

第1項第2号（法第9条第2項において準用する場合を含む。）
又は第15条の2第1項第2号（法第15条の2の6第2項において
準用する場合を含む。）の規定に適合していないものとして、
当該許可をしないものとする。

2 略

（廃棄物の処理状況に係る報告等）

第25条 一般廃棄物処理施設、特定小型焼却施設又は無害化処理
実証試験施設の設置者は、規則で定めるところにより、当該施
設における一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況を知事に報告
しなければならない。

2及び3 略

（事故時の措置）

第26条 廃棄物処理施設等（法第21条の2に規定する特定処理施
設を除く。）の設置者は、当該廃棄物処理施設等において破損
その他の事故が発生し、当該廃棄物処理施設等において処理す
る一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの処理に伴って生
じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は

第1項第2号（法第9条第2項において準用する場合を含む。）
又は第15条の2第1項第2号（法第15条の2の5第2項において
準用する場合を含む。）の規定に適合していないものとして、
当該許可をしないものとする。

2 略

（廃棄物の処理状況に係る報告等）

第25条 一般廃棄物処理施設又は特定小型焼却施設の設置者は、
規則で定めるところにより、当該施設における一般廃棄物又は
産業廃棄物の処理状況を知事に報告しなければならない。

2及び3 略

（事故時の措置）

第26条 廃棄物処理施設（法第21条の2に規定する特定処理施設
を除く。）の設置者は、当該廃棄物処理施設において破損その
他の事故が発生し、当該廃棄物処理施設において処理する一般
廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚
水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散し

発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、その支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

(設置等)

第30条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県廃棄物審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 略

(2) 法に基づく許可の申請若しくは届出若しくはダイオキシン法に基づく届出の審査又は無害化処理実証試験施設の設置に関し、知事が意見を求めた事項について調査審議すること。

(3) 略

2 略

(勧告及び公表)

第38条 知事は、廃棄物処理施設等の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第9条第3項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)若しくは法第14条の2第

たことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、その支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

(設置等)

第30条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県廃棄物審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 略

(2) 法に基づく許可の申請又は届出の審査に関し、知事が意見を求めた事項について調査審議すること。

(3) 略

2 略

(勧告及び公表)

第38条 知事は、廃棄物処理施設等の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第9条第3項(法第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。)若しくは法第14条の2第

3 項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出又はダイオキシン法第12条第1項若しくは第14条第1項の規定による届出をした場合において、当該廃棄物処理施設等の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、直ちに条例手続を行い、手続終了通知を受けるよう勧告するものとする。この場合において、当該廃棄物処理施設等の設置に伴う紛争が現に生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、併せて、手続終了通知を受けるまでの間当該廃棄物処理施設等の使用を停止するよう勧告するものとする。

2 及び 3 略

附 則

1 略

(検討)

2 知事は、平成28年3月末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 略

3 項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出又はダイオキシン法第12条第1項若しくは第14条第1項の規定による届出をした場合において、当該廃棄物処理施設等の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、直ちに条例手続を行い、手続終了通知を受けるよう勧告するものとする。この場合において、当該廃棄物処理施設等の設置に伴う紛争が現に生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、併せて、手続終了通知を受けるまでの間当該廃棄物処理施設等の使用を停止するよう勧告するものとする。

2 及び 3 略

附 則

1 略

(検討)

2 知事は、平成22年12月末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の10第1項又は第15条の4の4第1項の規定による環境大臣の認定の申請に係る実証試験の計画が知事に提出されている改正後の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第8号に規定する無害化処理実証試験施設については、新条例第2章の規定は適用しない。

（鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第2条第8号」を「第2条第9号」に改める。